

## ～ 今から、将来の年金を増やす2つの方法 ～

自営業の方をはじめ、国民年金に加入して保険料を納めている方が、将来受け取る年金額を増やしたい場合には、次の2つの方法があります。

### ①付加年金

国民年金の保険料は、月額13,300円ですが付加年金はこれに月額400円の付加保険料をプラスすることになり、付加保険料を納めた際の老齢基礎年金は、一年間に【付加保険料を納付した月数×200円】が上乗せされます。

＜例＞ 付加年金を20年間（240月）納めた場合

240月×200円＝48,000円が老齢基礎年金額に毎年上乗せされます。

◎付加年金の申込みは、役場住民課国保年金係へ ☎82-8814

### ②国民年金基金

国民年金基金は、自分の将来設計にあわせて年金の型と口数を選択し、受け取り額を決めることができます。掛金は年金の型と口数の他に、加入時の年齢と性別によって決まります。

なお、国民年金保険料を納めている方でも、農業者年金に加入している方や任意加入の方は国民年金基金に加入することはできません。

◎国民年金基金についてのお問い合わせは

千葉県国民年金基金へ ☎0120-65-4192

**※付加年金と国民年金基金の両方に加入することはできません。**

みんなの手で環境美化を

# 12月5日(日)は町内一日清掃

皆様のご協力をお願いします。

11月は、動物による  
危害防止対策強化月間

- 動物には、飼い主が分かるよう、名札等をつけましょう。(犬は、鑑札と狂犬病予防注射済票)
- 犬の登録と狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。(予防注射実施率を上げるにより、国内に狂犬病が侵入した際、そのまん延を防ぐことができます。)
- 飼い犬の放し飼いは禁止です。犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- ねこは屋内で飼いましょう。交通事故や病気にかかるなどの危険があります。
- 犬やねこがみだりに繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置に努めましょう。
- 犬やねこに、公の場所や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。運動と排泄はしつけにより分けることが可能です。
- 飼い主がいらない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにしましょう。
- カミツキガメ・ヘビ・サルなどの危険な動物を飼う場合は、保健所長の許可が必要です。
- 動物を飼えなくなった場合、新しい飼い主を探しましょう。動物を野に放すことは絶対にやめて下さい。動物が不幸になるばかりでなく、人への危害や自然へ影響を与え、大きな問題となります。

※問い合わせ先

・ 県庁衛生指導課 ☎043-2223-2627  
・ 動物愛護センター ☎0476-93-5711  
・ 山武健康福祉センター(保健所)  
☎0475-54-0611